

体調不良時・症状別対応マニュアル 於：学寮

症状	本人	学院生	職員
37.5以上の発熱 または コロナウイルス感染症特有の症状 (味覚・嗅覚の異常)	個室移動。 学寮近辺の内科・耳鼻科で受診する。 必ずPCR検査または抗原検査を行う。 検査実施まで個室にて静養。 本人の携帯・スマートフォンを受け取る。 こまめな体調管理(毎食後の検温)。 検査結果陽性の際は、医師や保健所の指示に従う。 医師の判断のうえ、通常の生活に復帰。	(本人と)同室の学院生のみ自室待機。 当日は自室にて健康観察。 (本人の)検査結果次第で、 通常の生活に復帰する。 (本人の)検査結果陽性の際は、 医師や保健所の指示に従う。	基本的には本人へは班担当職員が対応。 (女性は女性職員が対応) 家族・保証人への連絡。 本人の看護を行う。 本人および同室者居室、共有スペースの換気、 消毒を行い、通常通りの生活。
症状	本人	学院生	職員
微熱(37.5未満)あり・風邪症状 (咳、くしゃみ、鼻水、倦怠感等)あり または 微熱あり・風邪症状なし または 微熱なし・風邪症状あり	自室静養。 学寮近辺の内科・耳鼻科で受診する。 必ずPCR検査または抗原検査を行う。 検査実施まで自室にて静養。 検査結果陽性の際は、医師や保健所の指示に従う。 医師の判断のうえ、通常の生活に復帰。	同室の学院生含め、通常通りの生活	基本的に班担当職員が対応。 医師と相談しながら、対応を決める。

※共同生活において職員および学院生が陽性判定を受けた場合、職員および学院生全員、抗原検査(学院が準備するもの)とPCR検査(保健所が行政検査用に準備するもの)を実施する。

※陽性判定を受けた者は、ホテル(交通費、宿泊費は行政が負担)での療養を選択しても構わない。

体調不良時・症状別対応マニュアル 於：学舎

症状	本人	学院生	職員
37.5以上の発熱 または コロナウイルス感染症特有の症状 (味覚・嗅覚の異常)	個室移動。女性は女性寮の個室へ移動。 学寮近辺の内科・耳鼻科で受診する。 必ずPCR検査または抗原検査を行う。 検査実施まで個室にて静養。 本人の携帯・スマートフォンを受け取る。 こまめな体調管理(毎食後の検温)。 検査結果陽性の際は、医師や保健所の指示に従う。 医師の判断のうえ、通常の生活に復帰。	(本人と)寮で同室、および講堂・食堂で隣接の学院生のみ帰寮。 当日は自室にて静養。 (本人の)検査結果次第で、通常の生活に復帰する。 (本人の)検査結果陽性の際は、医師や保健所の指示に従う。	基本的に本人へは班担当職員が対応。 (女性は女性職員が対応) 家族・保証人への連絡。 本人の看護を行う。 本人の寮における居室、共有スペースの換気、消毒を行い、通常通りの生活。
症状	本人	学院生	職員
微熱(37.5未満)あり・風邪症状 (咳、くしゃみ、鼻水、倦怠感等)あり または 微熱あり・風邪症状なし または 微熱なし・風邪症状あり	基本的には帰寮。 学寮近辺の内科・耳鼻科で受診する。 必ずPCR検査または抗原検査を行う。 検査実施まで自室にて静養。 検査結果陽性の際は、医師や保健所の指示に従う。 医師の判断のうえ、通常の生活に復帰。	(本人と)寮で同室、および講堂・食堂で隣接の学院生含め、通常通りの生活	基本的に班担当職員が対応。 医師と相談しながら、対応を決める。

※共同生活において職員および学院生が陽性判定を受けた場合、職員および学院生全員、抗原検査(学院が準備するもの)とPCR検査(保健所が行政検査用に準備するもの)を実施する。

※陽性判定を受けた者は、ホテル(交通費、宿泊費は行政が負担)での療養を選択しても構わない。